

会員各位

公益社団法人青森県社会福祉士会
選挙管理委員長 晴山 久寿

役員改選に伴う役員公募について（通知）

時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、理事の任期満了に伴い、2019年1月19日に選挙管理委員会を開催した結果、次期役員公募方法について下記の通り決定し、公益社団法人青森県社会福祉士会役員選出規程第6条の4の規程により本会ホームページ上に公示したのでお知らせします。

記

1. 公示日 2019年3月15日（金）

2. 公示内容

(1) 選出すべき会員理事の人数 6名以上11名以内

(2) 理事の任期 2年後の総会の終結のときまで

(3) 立候補受付開始日及び受付締切日

2019年4月1日（月）9時～2019年4月19日（金）17時まで

***持参は、祝日を除く月曜日～金曜日。郵送は、受付締切日必着。**

(4) 立候補手続

①選挙区 全県1区

②立候補届提出先 公益社団法人青森県社会福祉士会事務局

③提出方法 正会員2名の推薦を受けて、別紙立候補届に提出前6ヶ月以内に撮影した顔写真を添付の上、事務局へ直接持参または郵送とする。顔写真は別途、電子データにより提出のこと。推薦人は、複数の立候補者の推薦、自らの立候補は不可。

④選任次期 2019年5月26日（日）定時総会とする。

(5) 選出方法

①定款第22条により、総会に出席した正会員の投票により選出する。

②投票前に立候補者は所信表明を行う。立候補者が出席できない場合は推薦者が代理する。

その後に配布される投票用紙により投票する。過半数を得票した者のうち、定数内で得票数の多い順に定員の枠に達するまでの者を選任する。

③開票時、各立候補者の推薦者のうち各1名が立ち会いする。

(6) 期日前投票及び投票の委任

欠席する正会員は、書面により意思表示（*1）できる。

これは、総会前々日の5月24日（金）17時必着とし、それ以降は無効とする。

または、総会前日、他の正会員を代理人として、投票を委任することができる。

*1 欠席者の書面による意思表示について

立候補届締切以降、本会ホームページに立候補者名簿を掲載します。欠席の場合は、5月15日頃に送付予定の期日前投票用紙に記載し、下記あてに郵送してください。封筒の封緘部分3箇所、印鑑で割印を押してください。

（宛先）〒030-0822 青森市中央三丁目20-30 県民福祉プラザ5階

公益社団法人青森県社会福祉士会 選挙管理委員会 行

別紙

公益社団法人青森県社会福祉士会役員立候補届

下記により、公益社団法人青森県社会福祉士会役員に立候補いたします。

年 月 日

公益社団法人青森県社会福祉士会選挙管理委員長殿

立候補者	会 員 番 号		写真貼付欄 (縦4cm×横3cm) 提出前6ヶ月以内 *別途電子データにて送付
	資格取得年・入会年		
	氏 名	㊟	
	住 所		
	所属・職名		
	連絡先電話番号		
	立 候 補 理 由		
推薦者 1	会 員 番 号		
	氏 名	㊟	
	住 所		
	所 属		
	連絡先電話番号		
	推 薦 理 由		
推薦者 2	会 員 番 号		
	氏 名	㊟	
	住 所		
	所 属		
	連絡先電話番号		
	推 薦 理 由		